空家所有者/管理者様から提供いただいた物件情報の一覧について

この資料に

空家 • 移住相談者

用の空家物件情報が掲載されています。

安曇野市役所 移住定住推進課 空家活用係では、市内の空家所有者様へ意向調査を実施しました。

意向調査の結果、「自分の物件情報等を提供してもよい」と同意をいただいた物件について、別紙のとおり資料をまとめました。

空家の物件情報を確認いただき、ご希望に沿う物件がありましたら、以下の**注意事項**と**情報提供の流れについて**にしたがって、手続きを進めてください。

良い物件に巡り合えることをお祈り申し上げます。よろしくお願いいたします。

注意事項

- □空家物件情報を第三者へ公表・公開しないでください。
- ・この情報は、所有者様の許可を得て**特定の方にのみ**提供しています。第三者へ流出した結果、当該物件が放火・空巣等の被害にあった場合は、**損害賠償請求の対象となるおそれがあります。**取り扱いは厳にご注意下さい。
- □記載内容は、令和5年6月時点の所有者様の意向です。
- ・情報提供時には意向が変わってしまっている場合がありますので、何卒ご了承ください。
- □「今すぐ売買や賃貸ができる」という物件ではありません。
- ・紹介する物件は、利活用の検討を始めたばかりで、不動産業者が**まだ扱っていないものが多い**です。このため、 不動産取引に際して整理が必要な課題が残っている場合があります。

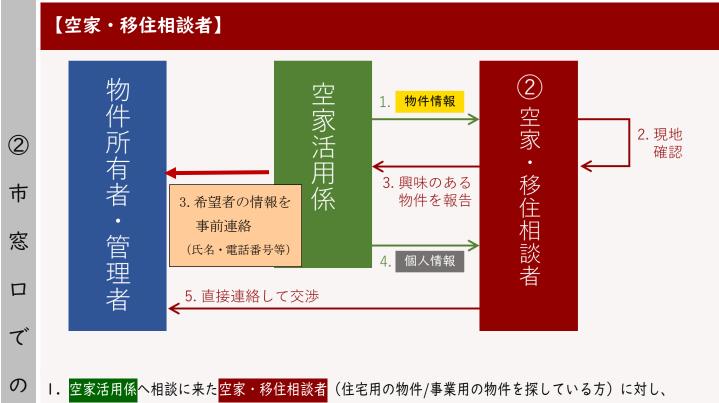
整理が必要な課題の例 ------

- ・親族と相続で揉めており、落としどころの調整や、相続手続き完了までに時間がかかる。
- ・相続人の中に認知症の方がいて、相続が進められない。(成年後見人の選任が必要。)
- ・遠方に住んでいるので、なかなか現地へ行けず、手続きや作業に時間がかかる。
- ・建物を久しぶりに調べてみたら、老朽化が進み、とても売れる・貸せる状態ではなかった。
- ・土地の境界線で近隣と揉めており、落としどころの調整や手続きに時間がかかる。
- ・物件と農地をまとめて売りたいが、農地は法令の制限があり簡単に売れないし、手続きにも時間がかかる。
- ・所有者様が「売りたい」「貸したい」とお考えでも、調査の結果、上記のような課題があり、**すぐには売ったり** 貸したりできない場合や、そもそも利活用が困難な場合があります。
- ・安曇野市では、それぞれの物件に対し、どのような課題があるかまでは確認していません。課題対応が必要と なるケースも考えられますので、予めご了承ください。
- □物件の間取り、設備状態、売買希望価格、賃貸希望価格等は未確認です。
- ・市で所有者様から聞き取っていませんので、詳しくは所有者様との連絡や調整が必要となります。

お問い合わせ

〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 安曇野市役所 市民生活部 移住定住推進課 空家活用係(2階6番窓口)

TEL: 0263-71-2011 (直通) | FAX: 0263-72-3176 | Mail: akiya@city.azumino.nagano.jp



- I. <mark>空家活用係</mark>へ相談に来た<mark>空家・移住相談者</mark>(住宅用の物件/事業用の物件を探している方)に対し、 物件情報 を提供します。
- 2. 空家・移住相談者は、物件を現地確認します。
- 3. 物件に興味がある場合は、空家活用係へ連絡します。空家活用係より物件所有者/管理者様へ空家・移住相談者の個人情報(氏名・電話番号)と希望内容(家族4名で居住等)を事前連絡します。
- 4. 空家活用係から空家・移住相談者へ、物件所有者/管理者様の個人情報 (氏名・電話番号)をお伝えします。
- 5. <mark>空家・移住相談者</mark>から<mark>物件所有者/管理者様</mark>へ連絡し、交渉を進めて下さい。

用語の定義

情

報

提

供

物件情報 ・・・・・ 物件の所在地、面積、写真、所有者/管理者様の利活用希望、利活用に際した困りごとなどの、 物件に関する情報のこと。個人情報 (所有者/管理者様の氏名・電話番号) は含まれません。

個人情報 ・・・・・ 物件所有者/管理者様の氏名・電話番号のこと。